

業務用電化厨房契約Ⅱ型（クックeプラスⅡ型）

（オプション契約約款）

2023年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（2023年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）の業務用電力またはオプション契約約款の業務用取引量別契約として電気の供給を受け、別表（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を専用の回路で施設して使用し、その総容量（出力）が原則として20キロワット以上の需要で、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款39（需給契約の変更）または41（需給契約の廃止）により、この約款による契約を変更または廃止することができます。

(3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせい

たします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 割引対象契約容量

割引対象契約容量は、1（対象となるお客さま）における専用の回路に設置された主開閉器容量にもとづき、次によって算定された値（この場合、1 ボルトアンペアを1 ワットとみなします。）といたします。ただし、割引対象契約容量は、電化厨房機器容量（入力）の合計の150 パーセントを上限といたします。

なお、主開閉器容量は、原則として受電設備の二次側に直接接続された割引対象機器専用回路の保護開閉器の容量といたします。

また、割引対象契約容量の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(1) 主開閉器が交流単相2線式の場合

$$\text{割引対象契約容量 (キロワット)} = \frac{\text{主開閉器容量 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)}}{1,000}$$

(2) 主開閉器が交流3相3線式の場合

$$\text{割引対象契約容量 (キロワット)} = \frac{\text{主開閉器容量 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)}}{1,000} \times 1.732$$

4 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額（以下「割引対象額」といいます。）から、(1)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、電化厨房割引額は、割引対象額を上限といたします。

(1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{電化厨房割引額} = \frac{3 \text{ (割引対象契約容量) によって算定された割引対象契約容量}}{\text{割引単価}} \times \text{(2)の割引単価}$$

(2) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

	業 態		割引単価
割引対象契約容量 1キロワットにつき	常時調理	外 食	285 円 19 銭
		中 食	254 円 63 銭
	定期調理	1 日 3 食提供	183 円 34 銭
		1 日 3 食未満提供	50 円 93 銭
	不定期調理		10 円 19 銭

5 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) お客さまが、主開閉器の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) 当社は、標準約款 22（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は、標準約款 23（日割計算）(1)イに準じて日割計算を行ない、電化厨房割引額を算定いたします。
- (5) 当社は、この約款による契約とオプション契約約款の業務用電化厨房契約とをあわせて適用いたしません。
- (6) この約款に定めのない規定については、標準約款または業務用取引量別契約に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

別 表（適用対象機器類別）

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200 ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティン
グパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器